

児童福祉法（昭和二十二年法律第十六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十七年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人地域密着型相談センターとまり木	奈良市高畑町一〇二五	とまり木キッズはうす	奈良市高畑町一〇〇五―三	児童発達支援	平成二十七年七月一日
株式会社ジ―キッズ	桜井市大字戒重四六四	放課後等デイサービスポムリエ	橿原市新賀町二〇〇―一	放課後等デイサービス	平成二十七年七月一日
株式会社日建	大阪市中央区農人橋一丁目一番七号	療育ステーションCORS	生駒市小明町一三四八番一	放課後等デイサービス 児童発達支援	平成二十七年七月一日